

掲示期間 12.17－12.26

新潟市民病院財務規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月17日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第5号

新潟市民病院財務規程の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程の規定による帳票規程（平成20年新潟市民病院管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第24号中

「本状は 年 月 日現在で作成しました。  
本状と行き違いにお納めの際はご容赦ください。  
市外の金融機関やコンビニエンスストアをご利用の場合、納付の確認に日数がかかりますので行き  
違いになることがあります。」 を

「本状と行き違いにお納めの際はご容赦ください。  
市外の金融機関やコンビニエンスストアをご利用の場合、納付の確認に日数がかかりますので行き  
違いになることがあります。」 に改め

る。

別記様式第27号中「平成」を削る。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行する。